

常口セーフティ少額短期保険からのお知らせ

平成 23 年 3 月 14 日
常口セーフティ少額短期保険株式会社

このたびの一連の東北地方太平洋沖地震・長野県北部・静岡県東部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。皆さまのご無事と地震の沈静化、並びに一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。弊社では、このたびの地震により被害を受けられたご契約者の皆さまに対して、以下のお取扱いを実施することを決定いたしました。

○継続契約の締結手続の猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長 6 ヶ月、猶予いたします。

○保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最長 6 ヶ月間まで延長いたします。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約さまからのご相談・特別措置適用に関するお問合せを承っておりますので、ご案内申し上げます。

【お問合せ先】

お客様相談室

0120-889-212 (フリーダイヤル 土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 30 分)

011-271-8816 (土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 30 分)

以上